

令和3年12月23日

令和3年度一般競争入札による市有財産（自動販売機設置場所）一時貸付の案内書について（補足）

・「一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書（9ページから20ページ）」に「電子マネー利用可」の条件が付されているものについての対応

昨今の半導体不足に伴い貸付期間の開始日である令和4年4月1日に電子マネーに対応した自動販売機の設置が困難な場合、「自動販売機設置場所一時貸付契約約款（案）（102ページから107ページ）」の第32条（疑義の決定）による協議事項として、電子マネー対応機の準備が整うまでの間については、電子マネー非対応でも可とし、電子マネー対応機の準備が整い次第、順次、導入していくこととします。

（疑義の決定）

第32条 本件契約に関して疑義の生じたとき又は定めのない事項の取扱いについては、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）等によるほか、貸付人と借受人とが協議の上、その内容を決定するものとする。

川崎市財政局資産管理部資産運用課

資産管理担当

電話：044-200-2089

メール：23sisan@city.kawasaki.jp